

長野県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則及び長野県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則要綱

事 項	説 明
1 改正理由	行政情報の公開又は記録情報の開示に当たり、当該情報の写し等の交付を受ける者が負担する実費の範囲を見直すこと等に伴い、改正するもの
2 主な内容	行政情報の交付を受ける者へ写し等を送達する場合は、送達に係る料金に相当する額を加算するものと定める（長野県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則別表・長野県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則別表関係）。
3 施行期日等	平成21年1月1日から施行し、同日以後に請求される情報公開又は開示請求に係るものから適用する。